

物件明細①

名 称	新千里北町近隣センター来客用駐車場
所 在 地	豊中市新千里北町二丁目 20 番 16 の一部 北大阪急行電鉄「千里中央」駅（北約 1.3km）
店 舗 等	最大 31 店舗（会館含む。）
貸 付 面 積	783.24 m ²
貸 付 期 間	2024 年 12 月 1 日（日）～2029 年 11 月 30 日（金）
指 定 用 途	時間貸しの平面駐車場（「コインパーキング」は可とします。）
現 況	<ol style="list-style-type: none"> 1 新千里北町近隣センター内の公益財団法人大阪府都市整備推進センターが所有する来客用駐車場です。 2 新千里北町近隣センター駐車場管理組合が、2024 年 11 月 30 日まで管理します。 3 別図等（位置図、用地平面図、現況写真）を参照してください。
特 記 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 現状有姿による貸付です。工作物、外灯、植栽等の設備はそのまま貸付けます。必要に応じて、撤去・改修（センターが指定する看板は除く。）を行ってください。 2 駐車場内の施設は、善良な管理者として注意をもって管理してください。 3 運営に不要な工作物の撤去（センターが指定する看板は除く。）及び運営に必要な設備の設置、改修等に要する期間は貸付期間に含むものとし、当該工事等に要する経費は賃借人の負担とします。 4 新千里北町近隣センター内店舗等が駐車料金の割引サービスをするための認証機の設置をしてください。ただし、「駐車サービス券」による同様の割引サービスの対応は可とします。 5 年間無料定期券（フリーパス券：5 枚）をセンターに提供してください。 6 新千里北町近隣センター内店舗等の利用客の駐車料金は、利用開始から 60 分は賃借人の負担とします。 7 60 分を超えた駐車料金について、利用者負担の無償化を希望する店舗等がある場合は、一般駐車料金の半額を当該店舗等が負担し、残りの半額を賃借人が負担するものとしてください。 8 防犯カメラ（常時録画）を 1 基以上設置し、所轄警察署と連携を図り、万全な防犯対策を講じ施設の安全、安心な運営に努めてください。 9 駐車場法など関係法令を遵守して適切な照明装置を確保してください。 10 新千里北町近隣センター管理組合から要望があった場合、3 台を上限として同管理組合に「専用貸し」をするものとし、専用貸しの料金は、1 台当たり月額 4,000 円（税込み）を上限としてください。なお、専用貸し区画を一般利用者が駐車しない工夫を講じてください。

物件明細②

名 称	新千里南町近隣センター来客用駐車場
所 在 地	豊中市新千里南町二丁目 12 番 1 の一部 御堂筋線「桃山台」駅（北西約 800m）
店 舗 等	最大 21 店舗（会館含む。）
貸 付 面 積	698.40 m ²
貸 付 期 間	2024 年 12 月 1 日（日）～2029 年 11 月 30 日（金）
指 定 用 途	時間貸しの平面駐車場（「コインパーキング」は可とします。）
現 況	<ol style="list-style-type: none"> 1 新千里南町近隣センター内の公益財団法人大阪府都市整備推進センターが所有する来客用駐車場です。 2 新千里南町近隣センター駐車場管理組合が、2024 年 11 月 30 日まで管理します。 3 別図等（位置図、用地平面図、現況写真）を参照してください。
特 記 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 現状有姿による貸付です。工作物、外灯、植栽等の設備はそのまま貸付けます。必要に応じて、撤去・改修（センターが指定する看板は除く。）を行ってください。 2 駐車場内の施設は、善良な管理者として注意をもって管理してください。 3 運営に不要な工作物の撤去（センターが指定する看板は除く。）及び運営に必要な設備の設置、改修等に要する期間は貸付期間に含むものとし、当該工事等に要する経費は賃借人の負担とします。 4 新千里南町近隣センター内店舗等が駐車料金の割引サービスをするための認証機の設置をしてください。ただし、「駐車サービス券」による同様の割引サービスの対応は可とします。 5 年間無料定期券（フリーパス券：5 枚）をセンターに提供してください。 6 新千里南町近隣センター内店舗等の利用客の駐車料金は、利用開始から 60 分は賃借人の負担とします。 7 60 分を超えた駐車料金について、利用者負担の無償化を希望する店舗等がある場合は、一般駐車料金の半額を当該店舗等が負担し、残りの半額を賃借人が負担するものとしてください。 8 防犯カメラ（常時録画）を 1 基以上設置し、所轄警察署と連携を図り、万全な防犯対策を講じ施設の安全、安心な運営に努めてください。 9 駐車場法など関係法令を遵守して適切な照明装置を確保してください。

物件明細③

名 称	新千里北町近隣センター業務用駐車場
所 在 地	豊中市新千里北町二丁目 20 番 16 の一部 北大阪急行電鉄「千里中央」駅（北約 1.3km）
店 舗 数	30 店舗
貸 付 面 積	4 6 9 . 9 8 m ² （業務用駐車場（1）416.68 m ² +同（2）53.30 m ² ）
貸 付 期 間	2024 年 12 月 1 日（日）～2029 年 11 月 30 日（金）
指 定 用 途	月極の平面駐車場
現 況	<ol style="list-style-type: none"> 1 新千里北町近隣センター内の公益財団法人大阪府都市整備推進センターが所有する業務用駐車場です。 2 新千里北町近隣センター駐車場管理組合が、2024 年 11 月 30 日まで管理します。 3 別図等（位置図、用地平面図、現況写真）を参照してください。
特 記 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 現状有姿による貸付です。工作物、外灯、植栽等の設備はそのまま貸付けます。必要に応じて、撤去・改修（センターが指定する看板は除く。）を行ってください。 2 駐車場内の施設は善良な管理者として注意をもって管理してください。 3 運営に不要な工作物の撤去（センターが指定する看板は除く。）及び運営に必要な設備の設置、改修等に要する期間は貸付期間に含むものとし、当該工事等に要する経費は賃借人の負担とします。 4 28 台分の車室を確保し、新千里北町近隣センター内店舗に専用貸しするとともに、一般利用者が駐車しない工夫を講じてください。 5 専用貸しの料金は、1 台当たり月額 4,000 円（税込み）（ただし、縦列車室については 2 台で 6,000 円（税込み））としてください。 6 防犯カメラ（常時録画）を 1 基以上設置し、所轄警察署と連携を図り、万全な防犯対策を講じ施設の安全、安心な運営に努めてください。 7 駐車場法など関係法令を遵守して適切な照明装置を確保してください。